

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報  
【公表】

整理番号	46
契約番号	31農振財契第1049号
件名	超純水製造装置の購入
履行場所	東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局 秋葉原庁舎7階 微生物実験室
概要	<p>○機器構成</p> <p>(1) 超純水製造装置(本体)(バイオサイエンス研究用 最終フィルター付) 1式</p> <p>(2) 採水ディスペンサー(機器分析用 最終フィルター付) 1式</p> <p>(3) ディスペンサー接続ケーブル(2m) 1式</p> <p>(4) フットペダル 2式</p> <p>(5) タンク水位表示用ケーブル 1式</p> <p>(6) タンク水位表示アダプタ 1式</p> <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p>
納入期限	令和2年3月16日(月)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者</p>
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和元年1月16日(木) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 特別会議室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和元年12月20日(金)から同月27日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 食品技術センター 【担当】 佐藤</p> <p>住所 東京都千代田区神田佐久間町1-9</p> <p>電話 03-5256-9251</p>

# 仕 様 書

- 1 件 名 超純水製造装置の購入
- 2 納入期限 令和2年3月16日(月)
- 3 納入場所 東京都千代田区神田佐久間町1-9  
東京都産業労働局 秋葉原庁舎7階 微生物実験室
- 4 機器構成
  - (1) 超純水製造装置(本体)(バイオサイエンス研究用 最終フィルター付) 1式
  - (2) 採水ディスペンサー(機器分析用 最終フィルター付) 1式
  - (3) ディスペンサー接続ケーブル(2m) 1式
  - (4) フットペダル 2式
  - (5) タンク水位表示用ケーブル 1式
  - (6) タンク水位表示アダプタ 1式
- 5 機器性能等(規格・性能・付属品)
  - (1) 2種類の超純水が製造可能であること。但し、( )内の基準を満たすこと。
    - ①機器分析用超純水  
(比抵抗値 18.2M $\Omega$ ・cm 以上、TOC 値 5ppb 以下、バクテリア <0.01CFU/mL)
    - ②バイオサイエンス研究用超純水  
(比抵抗値 18.2M $\Omega$ ・cm 以上、TOC 値 5ppb 以下、バクテリア <0.01CFU/mL、  
エンドトキシン <0.001EU/mL 以下)
  - (2) 前記の2種類の超純水を随時採水できるよう、2つのディスペンサーを設置可能であること。
  - (3) 定量採水時の最小設定値が20mL以下であること。
  - (4) 水銀フリーの172nm UVランプを使用していること。
  - (5) フットペダルを使用してハンズフリーでの採水が可能であること。
  - (6) タッチディスプレイにより、採水量の設定や水質・異常・メンテナンス案内を確認できること。
  - (7) 現有の純水製造装置(Elix Essential UV3)に接続可能であること。
- 6 サポート体制
  - (1) 都内にサポート拠点があり、迅速に対応可能な体制をとっていること。
  - (2) 国内に消耗品及び部品が在庫されていること。
  - (3) 本装置の操作及びメンテナンスに関する日本語のマニュアルが用意され、日本語によるサポート体制があること。
  - (4) 本装置の搬入据付、調整後その操作及びメンテナンスに関するオペレータートレーニングを行うこと。

## 7 支払方法

検査完了後、適法な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

## 8 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例という。）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、自動車NO<sub>x</sub>・PM法という。）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 環境確保条例第 34 条第 1 項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。  
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 9 その他

- (1) 運搬・設置・調整費用は受注者の負担とする。
- (2) 機器を搬入し、所定の場所に設置すること。機器の設置場所、接続方法、設定の決定等については担当者と協議すること。
- (3) 本装置の納入後、現有の純水製造装置（Elix Essential UV3）と接続し、試運転を行うこと。
- (4) 受託者は、必要に応じて搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤去を行うこと。また、設置作業による発生品は責任を持って引取り、関係法令に基づき適切に処理すること。
- (5) 受託者は、建造物等に損傷を与えた場合は、その責に任ずるものとし、自らの負担により、速やかに現状復旧すること。
- (6) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (7) その他、本仕様の特に定めのない事項については、その都度、担当者と協議し決定をすること。

## 10 連絡先

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-9

公益財団法人東京都農林水産振興財団

東京都農林総合研究センター 食品技術センター 担当 佐藤万里

TEL 03-5256-9251 FAX 03-5256-9254